

参考資料 4

令和 3 年 3 月 4 日

東京都建築安全マネジメント推進協議会会長

令和 2 年度第三回東京都建築安全マネジメント推進協議会の対応方針

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、第三回東京都建築安全マネジメント推進協議会（以下「協議会」という。）の運営については、東京都建築安全マネジメント推進協議会設置要綱第 9 に基づき、下記のとおりとする。

第 1 委員を招集して行う会議は開催せず、書面開催（書面による説明・意見交換を行う方法）等により対応する。

第 2 書面開催は、以下の手続き等により行う。

- (1) 事務局は、書面開催することを決定し、各委員に通知する。
- (2) 書面開催の実施にあたり、事務局は、会議資料、意見書（別紙 1）等を全委員に送付するものとする。
- (3) 委員は、意見書の提出をもって協議会に出席したものとする。
- (4) 委員は、意見・質問がある場合は、意見書に記入し、期日までに事務局まで提出するものとする。
- (5) 事務局は、委員からの意見・質問及びそれに対する回答については、全委員に送付するものとする。

第 3 その他、上記にない事項については、別途、決定する。